

秋田県公報

目次

ページ

秋田県公安委員会規則第9号
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成17年6月1日
秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第9号
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成17年6月1日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。
（趣旨）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の施行については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「講習機関規則」という。）、運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）及び確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託に関する規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
第2条第1項中「により」を「による」に、「經由しなければ」を「經由して行わ

なければ」に、「許可申請」を「許可の申請」に、「及び令第14条の2」を「の指定の申請又は届出、令第14条の2第1号」に、「又は指定申請並びに」を「、同条第2号の規定による道路維持作業用自動車の指定の申請、」に、「選任・解任の届出又は届出事項の変更届出」を「選任又は解任の届出及び安全運転管理者等の届出事項の変更の届出」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、法第51条の8第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による放置車両の確認等に関する事務を行う法人の登録等の申請、法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付の申請、同項第1号イの規定による放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習の受講の申込み、同号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有する者であることの認定の申請、委託に関する規則第9条第2項（委託に関する規則第10条第5項において準用する場合を含む。）の規定による修了証明書等の再交付の申請、委託に関する規則第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付の申請並びに同条第2項の規定による駐車監視員資格者証の再交付の申請は、秋田県警察本部交通部交通指導課長を經由して行わなければならない。
第2条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、法第6章の規定による自動車及び原動機付自動車（以下「自動車等」という。）の運転免許に関する申請又は届出は、秋田県警察本部交通部運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）を經由して行わなければならない。ただし、法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出（以下「免許証記載事項変更届出」という。）、同条第2項の規定による免許証の再交付の申請、法第101条第1項及び第101条の2第1項の規定による免許証の更新の申請（以下「免許証更新申請」という。）、法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請（以下「免許取消申請」という。）並びに法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請は、当該申請又は届出をしようとする者で秋田市以外に住所を有する者の住所地（免許証記載事項変更届出及び免許取消申請にあつては当該申請又は届出をしようとする者で秋田市に住所を有する者の住所地）を管轄する署長を經由して行うことができる。

第3条の見出しを「（警察官等の灯火による信号に用いる灯火）」に改め、同条中「の光度は、」を「は、その色が赤色又は淡黄色で夜間」に、「確認できる」を「確認することができる」に改める。

第4条の見出しを「（署長の行う通行の禁止及び制限）」に改め、同条中「、警察署長」を「署長」に、「交通規制」を「交通の規制」に、「令第3条の2第1項各号の規定に該当し、」を「令第3条の2第1項に規定する交通の規制で」に、「行なう」を「行う」に改め、「以上の」の次に「署長の」を加える。

第4条の2の見出し中「高速自動車国道」の次に「等」を加え、同条中「警察署長」を「署長」に改め、「高速自動車国道」の次に「及びこれに接続する自動車専用道路」を、「行わせる」の次に「ものとする」を加える。

第5条第1項中「基づく交通規制」を「よる交通の規制」に改め、同条第2項中「交通規制」を「交通の規制」に改める。

第5条の2中「第4条第2項」を「第4条第2項後段」に、「交通規制」を「交通の規制」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「交通規制」を「交通の規制」に改め、同号イ中「応急対策」を「災害応急対策」に改め、同条第2号中「交通規制」を「交通の規制」に改め、同号キ中「次の」を「次に掲げる」に、「を提出して」を「が掲示されて」に改め、同条第3号中「交通規制」を「交通の規制」に改め、同号ア中「様式第1号2」を「様式第1号2」に、「を掲出して」を「が掲示されて」に改め、同号イ中「現に」を「現に」に、「を掲出して」を「が掲示されて」に改める。

第5条の3第1項中「及び第3号」を「並びに第3号ア及びイ」に改め、同条第2項中「前項」の次に「の規定」を加え、「車両前面ガラス左側」を「車両の前面ガラス」に、「掲出しなければ」を「掲示しなければ」に改め、同条第3項中「速やかに」の次に「公安委員会に」を加える。

第5条の4の見出しを「（署長の通行許可）」に改め、同条中「道路標識等により、車両の通行を禁止されている道路又はその部分において、」を削り、「に規定する公安委員会」を「の公安委員会が」に、「当該道路の区間に運行の起点又は終点を有する場合で、次の各号」を「次」に改め、同条第3号中「前2号」の次に「に掲げるもの」を加え、「警察署長がとくに通行の必要性と」を「署長が特に通行の必要性を」に改める。

第5条の5第1項中「警察署長」を「署長」に、「に規定する」を「の規定による」に、「通行禁止（歩行者用）道路通行許可車の標章」を「通行禁止（歩行者用）道路通行許可車標章」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第5条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定により標章の交付を受けた場合について準用する。

第6条第1項中「による」の次に「緊急自動車の指定の」を加え、「申請書」を「緊急自動車指定申請書2通」に改め、同条第2項中「緊急自動車」を「緊急自動車」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第3項中「緊急自動車の指定」を「前項の規定により指定証の交付」に、「は、当該」を「（以下この条において「指定証被交付者」という。）は、」に、「その」を「当該」に改め、同条第4項中「緊急自動車の指定を受けた者」を「指定証被交付者」に、「記載事項変更届により、」を「緊急自動車指定証記載事項変更届により」に改め、同条第5項中「緊

急自動車の指定を受けた者」を「指定証被交付者」に、「再交付申請書」を「緊急自動車指定証再交付申請書」に、「申請することができる」を「申請しなければならぬ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、指定証の再交付を受けた後において亡失した指定証を発見し、又は回復したときは、速やかに当該指定証を公安委員会に返納しなければならない。

第6条第6項中「緊急自動車の指定を受けた者」を「指定証被交付者」に改め、「又は指定証の再交付を受けた後において亡失した指定証を発見し、若しくは回復したとき」及び「当該」を削る。

第6条の2を削る。

第6条の3第1項中「による」の次に「緊急自動車の」を加え、「届出書」を「緊急自動車届出書2通」に、「届け出て」を「提出して」に改め、同条第2項中「届出確認証」を「緊急自動車届出確認証（以下この条において「届出確認証」という。）」に改め、同条第3項中「第1項の届出をした者」を「前項の規定により届出確認証の交付を受けた者（以下この条において「届出確認証被交付者」という。）」に改め、「当該」を削り、「その」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の届出をした者」を「届出確認証被交付者」に、「記載事項変更届により、」を「緊急自動車届出確認証記載事項変更届により」に改め、同条第5項中「第1項の届出をした者」を「届出確認証被交付者」に、「再交付申請書」を「緊急自動車届出確認証再交付申請書」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、届出確認証の再交付を受けた後において亡失した届出確認証を発見し、又は回復したときは、速やかに当該届出確認証を公安委員会に返納しなければならない。

第6条の3第6項中「第1項の届出をした者」を「届出確認証被交付者」に改め、「又は届出確認証の再交付を受けた後において亡失した届出確認証を発見し、若しくは回復したとき」及び「当該」を削り、同条を第6条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（道路維持作業用自動車の申請等）

第6条の3 第6条の規定は令第14条の2第2号の規定による道路維持作業用自動車の申請について、前条の規定は令第14条の2第1号の規定による道路維持作業用自動車の届出について、それぞれ準用する。

第6条の4を削る。

第7条第1項中「に規定する」を「の規定による」に、「申請書」を「駐車（時間制限駐車区間）許可申請書」に、「禁止場所」を「駐車が禁止されている場所」に改め、同条第3項中「行う」の次に「ものとする」を加え、同条の次に次の16条を加え

る。

(登録申請書等)

第7条の2 委託に関する規則第2条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の登録申請書の様式は、様式第8号の2によるものとする。

2 委託に関する規則第2条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により前項の登録申請書に添付しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 委託に関する規則第2条第2項第2号に掲げる書類 様式第8号の3の役員名簿

(2) 委託に関する規則第2条第2項第3号八及びニに掲げる書類 様式第8号の4の診断書

(3) 委託に関する規則第2条第2項第4号に掲げる書類 様式第8号の5の誓約書
(4) 委託に関する規則第2条第2項第5号に掲げる書類 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める書類

ア 法第51条の8第4項第1号に掲げる要件に適合する旨を説明する書類 様式第8号の6の誓約書

イ 法第51条の8第4項第2号に掲げる要件に適合する旨を説明する書類 駐車監視員資格者証の写し

ウ 法第51条の8第4項第3号に掲げる要件に適合する旨を説明する書類 法人の登記事項証明書又はこれに代わる書面

(登録簿)

第7条の3 法第51条の8第5項の登録簿の様式は、様式第8号の7によるものとする。

(登録等の通知)

第7条の4 公安委員会は、法第51条の8第1項の登録又は同条第6項の登録の更新を行い、前条の登録簿に記載したときは、申請者に対し様式第8号の8の登録(登録更新)通知書により通知しなければならない。

2 公安委員会は、法第51条の8第1項の登録又は同条第6項の登録の更新を拒否したときは、申請者に対し様式第8号の9の登録(登録更新)申請に関する通知書により通知しなければならない。

(登録の更新の申請の期間)

第7条の5 法第51条の8第6項の登録の更新を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の3月前から2月前までの間に公安委員会に様式第8号の2の登録更新申請書を提出しなければならない。
(登録の取消しの通知)

第7条の6 公安委員会は、法第51条の10の規定により登録を取り消したときは、その法人に対し様式第8号の10の登録取消処分通知書により通知しなければならない。

(駐車監視員資格者講習受講申込書等)

第7条の7 委託に関する規則第7条第1項の受講申込書の様式は、様式第8号の11によるものとする。

2 公安委員会は、前項の受講申込書を受理したときは、様式第8号の12の駐車監視員資格者講習受講票を交付するものとする。

(駐車監視員資格者講習修了証明書及び認定書の再交付申請)

第7条の8 委託に関する規則第9条第2項(委託に関する規則第10条第5項において準用する場合を含む。)の再交付申請書の様式は、様式第8号の13によるものとする。

(認定申請)

第7条の9 委託に関する規則第10条第2項の認定申請書(以下「認定申請書」という。)の様式は、様式第8号の14によるものとする。

2 委託に関する規則第10条第3項の規定により認定申請書に添付しなければならない書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 委託に関する規則第10条第1項第1号に該当する者 申請者の経歴に關しその者が現に所属する所属の長が作成する書面又は人事担当課等が作成した申請者の人事記録を証する書面

(2) 委託に関する規則第10条第1項第2号に該当する者 申請者が作成する経歴書及び放置車両確認機関又は放置車両確認機関であった法人が作成する経歴書類

(3) 委託に関する規則第10条第1項第3号に該当する者 申請者が作成する経歴書、所属団体等の証明書、推薦状その他公安委員会が必要と認める書類

(認定の拒否)

第7条の10 公安委員会は、委託に関する規則第10条第1項の認定の申請をした者が同項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認定の申請を拒否しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定により認定の申請を拒否したときは、申請者に対し様式第8号の15の駐車監視員資格者認定に関する通知書により通知しなければならない。

(認定審査)

第7条の11 公安委員会は、委託に関する規則第10条第1項の認定の申請をした者が同項各号のいずれかに該当すると認めるときは、筆記による認定審査を行うものとする。

2 公安委員会は、前項の認定審査を行うときは、申請者に対し様式第8号の16の駐車監視員資格者認定審査受験票を交付するものとする。

（駐車監視員資格者証交付申請書等）

第7条の12 委託に関する規則第11条第1項の交付申請書の様式は、様式第8号の17によるものとする。

2 委託に関する規則第11条第2項の規定により前項の交付申請書に添付しなければならない書類の様式は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 委託に関する規則第2条第2項第3号ハ及びニに掲げる書類 様式第8号の4の診断書

(2) 委託に関する規則第11条第2項第3号に掲げる書類 様式第8号の18の誓約書（駐車監視員資格者証交付者名簿）

第7条の13 公安委員会は、駐車監視員資格者証を交付したときは、様式第8号の19の駐車監視員資格者証交付者名簿に登録するものとする。

（交付の拒否）

第7条の14 公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付の申請をした者が、法第51条の13第1項第2号イからハまでのいずれかに該当すると認めたとときは、駐車監視員資格者証の交付を拒否しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定により駐車監視員資格者証の交付を拒否したときは、申請者に対し様式第8号の20の駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書により通知しなければならない。

（駐車監視員資格者証書換え交付申請書）

第7条の15 委託に関する規則第13条第1項の書換え交付申請書の様式は、様式第8号の21によるものとする。

（駐車監視員資格者証再交付申請書）

第7条の16 委託に関する規則第13条第2項の再交付申請書の様式は、様式第8号の22によるものとする。

（駐車監視員資格者証返納命令書）

第7条の17 委託に関する規則第14条第1項の返納命令書の様式は、様式第8号の23によるものとする。

第8条の見出し中「灯火」を「灯火」に改め、同条第1項中「規定により軽車両（そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない灯火」を「公安委員会が定める灯火」に改め、「の各号」を削り、「ただし」の次に「、軽車両は」を加え、「灯火を」を「灯火を」に改め、同項第1号中「灯火」を「灯火」に、「前照燈」を「前照灯」に改め、同項第2号中「灯火」を「灯火」に、「燈色」

を「橙色」に、「点燈」を「点灯」に、「尾灯」を「尾灯」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「軽車両に備え付けられた場合において、」を削り、「前照燈」を「前照灯」に改め、同項第2号中「燈色」を「橙色」に改める。

第8条の2中「に規定する」を「の」に改める。

第9条の見出し中「積載制限」を「積載の制限」に改め、同条中「により」を「による」に改め、「運転者は、次に掲げる」を削り、「を超えて乗車させ、又は積載して軽車両を運転してはならない」を「は、次に掲げるものとする」に改め、同条第1号中「は、次のとおりとする。」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 積載物の重量の制限

積載装置を備える自転車にあつては30キログラムを、貨物運搬用自転車にあつては65キログラムを、リヤカーをけん引する場合におけるそのけん引されるリヤカーについては120キログラムをそれぞれ超えないこと。

第9条第3号中「は、次のとおりとする。」を削り、同号ア中「牛馬車その他の」を削り、「、その」を「その」に改め、同号に次のように加える。

イ 幅は、積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの

ウ 高さは、2メートル（自転車にあつては1.5メートル、自転車以外の軽車両にあつては3.5メートル）から積載する場所の高さを減じたもの

第9条第4号中「は、次のとおりとする。」を削り、同号ア及びイ中「牛馬車その他」を「自転車以外」に改める。

第10条を次のように改める。

（自動車以外の車両のけん引制限）

第10条 法第60条の規定による自動車以外の車両によつてするけん引の制限は、次に掲げるものとする。

(1) 原動機付自転車及び軽車両の運転者は、1台を超える車両をけん引してはならない。

(2) 原動機付自転車の運転者は、けん引するための装置を有する原動機付自転車によつてけん引されるための装置を有する車両をけん引する場合を除き、他の車両をけん引してはならない。ただし、故障その他の理由により自動車又は原動機付自転車をけん引することがやむを得ない場合で次に定めるところによりその自動車又は原動機付自転車をけん引するときは、この限りでない。

ア けん引する原動機付自転車とけん引される自動車又は原動機付自転車（以下この号において「故障車」という。）相互を繋るうなロープ、鎖等（以下この号及び次号において「ロープ等」という。）によつて確実につなぐこと。

イ 故障車に係る運転免許を受けた者を、当該故障車に乗車させて、ハンドルその他の装置を操作させること。

ウ けん引する原動機付自転車と故障車との間の距離は、5メートルを超えないこと。

エ 故障車をけん引するロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布を付けること。

(3) 軽車両の運転者は、軽車両により他の車両をけん引するときは、けん引する軽車両とけん引される軽車両相互を繋るうなロープ等によつて確実につながらなければならない。

第11条中「により車両等の運転者が守らなければならない」を「による公安委員会が必要と認めて定める」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「、後方」を「により後方」に改め、同条第2号中「をその他」を「その他」に改め、同条第4号中「交通頻繁な」を「交通の頻繁な」に、「など」を「等」に改め、同条第5号中「すべる」を「滑る」に、「すべり止め」を「滑り止め」に、「被けん引車」を「、被けん引車」に改め、同条第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第8号中「二輪の自動車」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とする。

第11条の2第1項中「安全運転管理者等の選任、解任の届出又は届出事項変更の届出は、」を「法第74条の2第5項の規定による安全運転管理者の選任若しくは解任の届出又は安全運転管理者の届出事項の変更の届出は、」に改め、「届出書2通を」を「安全運転管理者に関する届出書2通を、同項の規定による副安全運転管理者の選任若しくは解任の届出又は副安全運転管理者の届出事項の変更の届出は様式第10号の副安全運転管理者に関する届出書2通を、それぞれ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項第4号中「その運転免許証」を「運転免許証」に改め、同項を同条第2項とする。

第11条の3中「前条」を「前条第1項」に、「規定する要件」を「掲げる要件」に改める。

第11条の5の見出しを「(報告又は資料の提出の命令)」に改め、同条中「により、」を「による」に、「提出命令は」を「提出の命令は」に改める。

第12条中「道路における禁止行為」を「公安委員会が定める行為」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「ひんばんな」を「頻繁な」に改め、同条第2号中「みだりに」を削り、「道路に」を「方法で、」に、「まさ」を「みだりに道路にまさ、」に改め、同条第6号中「げん惑する」を「幻惑する」に、「、みだりに」を「みだりに」に改める。

第13条中「により署長の許可を受けなければならない」を「による公安委員会が定める」に改め、「の各号」を削り、「の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの」を「に基づく選挙運動」に改め、「として」の次に「それぞれ」を加

え、同条第1号中「踊り屋台登」を「踊り屋台等」に改め、同条第7号中「ひく」を「引く」に改め、同条第8号中「寄付」を「寄附」に改め、同条第9号中「ひんばんな」を「頻繁な」に改める。

第13条の2中「に規定する」を「の」に、「とおり」を「もの」に改め、同条第1号中「道路使用」を「道路の使用」に改める。

第15条の2を次のように改める。
(運転免許試験の場所)

第15条の2 法第89条第1項に規定する運転免許試験及び法第100条の2第1項に規定する再試験は、公安委員会が別に指定する場所のほか、秋田県警察本部交通部運転免許センターにおいて行うものとする。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3の見出しを「(経由地における更新申請書の提出)」に改め、同条中「に規定する」を「の」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

(免許証申請書等に免許用写真の添付を要しない場合)

第15条の3 運転免許センター長を経由して免許証更新申請を行うとする者は、当該申請書に免許用写真を添付することを要しない。

2 法第104条の4第1項の規定により現に受けているすべての免許の取消しの申請を行うとする者は、当該申請書に免許用写真を添付することを要しない。

第16条第1項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「講習を修了した」を「前項の講習を終了した」に、「修了証」を「終了証」に改める。

第16条の2第1項中「規定する講習」を「掲げる講習(以下「取消処分者講習」という。)」に改め、同条第2項中「講習を」を「取消処分者講習を」に、「講習申出書」を「取消処分者講習申出書」に改め、同条第3項中「講習」を「取消処分者講習」に、「終了証」を「取消処分者講習終了証」に改め、同条第4項中「において」を「には」に改め、同条第5項中「再交付申請書」を「取消処分者講習終了証再交付申請書」に改める。

第16条の3第1項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「講習を」を「前項の講習を」に改め、同条第3項中「第90条第8項」を「第90条第9項」に、「認定基準」を「基準」に改める。

第16条の4中「規定する講習を受けようとする者は、様式第25号の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない」を「掲げる講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の講習を受けようとする者は、様式第25号の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第16条の5第1項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「講習を」を「前項の講習を」に、「原付講習受講申出書」を「原付講習申出書」に改める。

委員会規則第4号)第9条」を「認定規則第13条」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「運転免許取得者教育の認定に関する規則第9条」を「認定規則第13条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第16条の6第1項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「講習を終了した」を「前項の講習を終了した」に、「終了証」を「終了証」に改める。

(地域交通安全活動推進委員協議会の区域)
第16条の15 法第108条の30第1項の公安委員会が定める区域は、警察署の管轄区域とする。

第16条の7第1項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「講習」を「前項の講習」に、「終了証」を「初心運転者講習終了証」に改める。

第16条の8中「規定する」を「掲げる」に改め、「行う」の次に「ものとする」を加える。

第16条の9第1項中「規定する講習(以下「高齢者講習」という。))」を「掲げる講習」に改め、同条第2項中「高齢者講習を」を「前項の講習を」に改める。

第18条中「この規則の実施」を「法、令、施行規則、講習機関規則、講習規則、認定規則、委託に関する規則及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行」に改める。

第16条の10第1項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「講習を」を「前項の講習を」に改める。

第16条の11の見出しを「(特定任意講習等)」に改め、同条第1項中「運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。))に定める講習」を「講習規則に定めるもの」に、「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第1号中「特定任意講習日時及び場所指定申請書」を「特定任意講習希望日時等申請書」に改め、同項第2号中「第2条第1項第1号の表の1の項」を「第2条第1項第1号の表1の項」に改め、同条第3項中「特定任意講習を」を「第1項の講習を」に改め、「者は、」の次に「当該」を加え、「公安委員会」を「公安委員会」に改める。

様式第1号(裏)中「前面ガラス左側」を「前面ガラス」に、「掲出する」を「掲示する」に、「警察官」を「警察官」に改め、同様式2(裏)中「掲出して」を「掲示して」に改め、同様式2(裏)の備考1中「縦」を「縦」に改め、同様式3(裏)の備考1中「縦」を「縦」に改める。

第16条の12第1項中「申請書」を「指定講習機関指定申請書」に改め、同条第2項中「法第108条の4第1項の規定による」を「前項の」に改める。

様式第3号(表)中「」を「番号」に改め、「昭和」を削り、同様式(裏)中「除外する」を「許可する」に、「有効期限」を「有効期限」に改める。

第16条の13第1項中「指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「講習機関規則」という。))」を「講習機関規則」に、「公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する」を削り、「には、」を「に対し」に改め、同条第2項中「法第108条の8第2項の規定に基づき、法第108条の2第1項第2号に規定する講習」を「取消処分者講習」に改め、「ため、」の次に「指定講習機関に対し」を加え、「対し、」を「係る」に改め、同項第1号中「国家公安委員会が指定する運転適性指導についての技能及び知識に関する」を削り、「法第108条の2第1項第2号に規定する講習」を「取消処分者講習」に改め、同項第2号中「公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する」を削り、「法第108条の2第1項第2号に規定する講習」を「取消処分者講習」に改め、同項第3号及び第4号中「法第108条の2第1項第2号に規定する講習」を「取消処分者講習」に改め、同条第3項中「については、」の次に「指定講習機関に対し」を加える。

第16条の14第1項中「運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安

委員会規則第4号)第9条」を「認定規則第13条」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「運転免許取得者教育の認定に関する規則第9条」を「認定規則第13条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第16条の15 法第108条の30第1項の公安委員会が定める区域は、警察署の管轄区域とする。

第18条中「この規則の実施」を「法、令、施行規則、講習機関規則、講習規則、認定規則、委託に関する規則及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行」に改める。

第16条の16第1項中「前面ガラス左側」を「前面ガラス」に、「掲出する」を「掲示する」に、「警察官」を「警察官」に改め、同様式2(裏)中「掲出して」を「掲示して」に改め、同様式2(裏)の備考1中「縦」を「縦」に改め、同様式3(裏)の備考1中「縦」を「縦」に改める。

様式第3号(表)中「」を「番号」に改め、「昭和」を削り、同様式(裏)中「除外する」を「許可する」に、「有効期限」を「有効期限」に改める。

第16条の17第1項中「申請書」を「指定講習機関指定申請書」に改め、同条第2項中「法第108条の4第1項の規定による」を「前項の」に改める。

様式第3号の別記1中「指定車両により指定道路を通行(駐車)する」を「許可車両により許可道路を通行する」に改め、同様式の別記2中「指定道路」を「許可道路」に改め、同様式の別記3中「指定道路」を「許可道路」に、「徐行する」を「徐行する」に改め、同様式の別記6中「又は指定内容」を「、又は許可内容」に改め、同様式の別記7中「又は」を「、又は」に改める。

第16条の18第1項中「運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安

委員会規則第4号)第9条」を「認定規則第13条」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「運転免許取得者教育の認定に関する規則第9条」を「認定規則第13条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第16条の19 法第108条の30第1項の公安委員会が定める区域は、警察署の管轄区域とする。

第18条中「この規則の実施」を「法、令、施行規則、講習機関規則、講習規則、認定規則、委託に関する規則及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行」に改める。

第16条の20第1項中「前面ガラス左側」を「前面ガラス」に、「掲出する」を「掲示する」に、「警察官」を「警察官」に改め、同様式2(裏)中「掲出して」を「掲示して」に改め、同様式2(裏)の備考1中「縦」を「縦」に改め、同様式3(裏)の備考1中「縦」を「縦」に改める。

様式第3号(表)中「」を「番号」に改め、「昭和」を削り、同様式(裏)中「除外する」を「許可する」に、「有効期限」を「有効期限」に改める。

第16条の21第1項中「申請書」を「指定講習機関指定申請書」に改め、同条第2項中「法第108条の4第1項の規定による」を「前項の」に改める。

様式第3号の別記1中「指定車両により指定道路を通行(駐車)する」を「許可車両により許可道路を通行する」に改め、同様式の別記2中「指定道路」を「許可道路」に改め、同様式の別記3中「指定道路」を「許可道路」に、「徐行する」を「徐行する」に改め、同様式の別記6中「又は指定内容」を「、又は許可内容」に改め、同様式の別記7中「又は」を「、又は」に改める。

第16条の22第1項中「運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安

委員会規則第4号)第9条」を「認定規則第13条」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「運転免許取得者教育の認定に関する規則第9条」を「認定規則第13条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第16条の23 法第108条の30第1項の公安委員会が定める区域は、警察署の管轄区域とする。

第18条中「この規則の実施」を「法、令、施行規則、講習機関規則、講習規則、認定規則、委託に関する規則及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行」に改める。

第16条の24第1項中「前面ガラス左側」を「前面ガラス」に、「掲出する」を「掲示する」に、「警察官」を「警察官」に改め、同様式2(裏)中「掲出して」を「掲示して」に改め、同様式2(裏)の備考1中「縦」を「縦」に改め、同様式3(裏)の備考1中「縦」を「縦」に改める。

様式第3号(表)中「」を「番号」に改め、「昭和」を削り、同様式(裏)中「除外する」を「許可する」に、「有効期限」を「有効期限」に改める。

第16条の25第1項中「申請書」を「指定講習機関指定申請書」に改め、同条第2項中「法第108条の4第1項の規定による」を「前項の」に改める。

様式第3号の別記1中「指定車両により指定道路を通行(駐車)する」を「許可車両により許可道路を通行する」に改め、同様式の別記2中「指定道路」を「許可道路」に改め、同様式の別記3中「指定道路」を「許可道路」に、「徐行する」を「徐行する」に改め、同様式の別記6中「又は指定内容」を「、又は許可内容」に改め、同様式の別記7中「又は」を「、又は」に改める。

様式第6号中「第6条」の次に「、第6条の2」を加え、「氏名
「氏名

⑮」を〔法人にあつては、主たる事務所の〕に改め、同様式の(注)を削
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕、
る。

様式第7号中「第6条」の次に「、第6条の2」を加え、「氏名

「氏名

⑮

⑮」を〔法人にあつては、主たる事務所の〕に改め、同様式の(注)を削
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕、
る。

様式第8号の次に次の22様式を加える。

様式第 8 号の 2 (第 7 条の 2 関係)

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号

登録（登録更新）申請書

第 2 項の規定により登録
 道路交通法第51条の 8 の申請をします。
 第 7 項において準用する同条第 2 項の規定により登録更新

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 の 氏 名

印

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所 の所在地	電話番号 - -
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他()
(ふりがな) 代表者の氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録（更新）通知書に記載されている登録（更新）年月日	年 月 日登録
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

添 付 書 類	[法人関係] 定款、寄附行為等 登記事項証明書 役員の氏名及び住所を記載した名簿 欠格事由に該当しない旨の誓約書 資機材を保有する旨の誓約書 駐車監視員資格者証の写し（2名以上） 事務所に係る資料	[各役員関係] 戸籍謄本又は戸籍抄本 登記事項証明書 診断書
------------------	---	---

備考 印欄には、記載しないこと。

様式第8号の3(第7条の2関係)

役員名簿

番号	役職名	氏名	生年月日	所在地		住所
1			年 月 日			
2			年 月 日			
3			年 月 日			
4			年 月 日			
5			年 月 日			
6			年 月 日			
7			年 月 日			
8			年 月 日			
9			年 月 日			
10			年 月 日			
11			年 月 日			
12			年 月 日			
13			年 月 日			
14			年 月 日			
15			年 月 日			
16			年 月 日			
17			年 月 日			
18			年 月 日			
19			年 月 日			
20			年 月 日			

備考 1 番号1の欄には、代表者について記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第 8 号の 4 (第 7 条の 2 関係)

診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者に該当しない旨
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨

を診断します。

年 月 日

病院の所在地

病院の名称

医師の氏名

㊟

様式第 8 号の 5 (第 7 条の 2 関係)

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の 8 第 3 項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の 3 第 1 項第 3 号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しない者
 - (3) 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の 6 の規定による命令又は同法第12条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 の 氏 名



様式第 8 号の 6 (第 7 条の 2 関係)

誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の携帯用無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

㊞

様式第8号の7(第7条の3関係)

登 録 簿

()

登録番号	法人名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	登録(更新)年月日	備考
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

(注) 備考欄には、登録の取消し又は登録の変更後の内容を記載すること。

様式第 8 号の 8 (第 7 条の 4 関係)

秋公委交指 第 号

登録(登録更新)通知書

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名 殿

第 1 項 の 登 録
道路交通法第51条の8 第 6 項の登録の更新
を行い、次のとおり登録簿に記載したので通知します。

登録(更新)年月日	年 月 日(有効期限 年 月 日)
登 録 番 号	第 号

年 月 日

秋田県公安委員会 印

(注) 登録の更新は、有効期限の3月前から2月前までの間に申請してください。

様式第 8 号の 9 (第 7 条の 4 関係)

指令秋公委第 号

登録(登録更新)申請に関する通知書

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 第 1 項 の 登 録 第 6 項 の 登 録 の 更 新 の 申 請 に つ い て は 、 次 の 理 由 に よ り 登 録 (登 録 を 更 新) し な い こ と と し た の で 通 知 し ま す 。

理 由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第 8 号の10 (第 7 条の 6 関係)

指令秋公委第 号

登録取消処分通知書

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号・第 号）を取り消したので通知します。

理 由

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第 8 号の11 (第 7 条の 7 関係)

(表)

	受 理 年 月 日	年 月 日
	受 理 番 号	
	修了証明書交付年月日	年 月 日
	修 了 証 明 書 番 号	第 号

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏名 ㊟

申 込 者	本 籍			
	住 所	郵便番号	-	
		電話番号	-	-
	(自宅・携帯)			
	(ふりがな)			
	氏 名		性 別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日 生		写 真
勤務先その他の連絡先	電話番号	-		
受 講 希 望 日	年 月 日			

実 施	受 講 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)	修了考查の結果	合・否
	受 講 場 所			
	受 講 番 号			

- 備考 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるとするに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

様式第 8 号の12 (第 7 条の 7 関係)

受 講 番 号	
---------	--

駐車監視員資格者講習受講票

(ふりがな)

氏 名 (男・女)

生年月日 年 月 日生

項 目	日 時	検 印
受 付 時 間	各日 時 分から 時 分まで	
講 習 日	年 月 日 時 分 開始	
講 習 日	年 月 日 時 分 開始	
考 査 日	年 月 日 時 分 開始	

場 所

(略 図)

様式第 8 号の13 (第 7 条の 8 関係)

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏名 ㊟

申 請 者	本 籍				
	住 所	郵便番号	-		
		電話番号	-	-	(自宅・携帯)
	(ふりがな)				
	氏 名			性 別	男・女
	生 年 月 日	年	月	日	生
証 明 書	番 号				
	交 付 年 月 日	年	月	日	
再交付を申請する事由					

- 備考 1 印欄には、記載しないこと。
 2 再交付を申請する事由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第 8 号の14 (第 7 条の 9 関係)

(表)

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受 理 年 月 日</td> <td style="width: 50%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受 理 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認 定 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>認 定 書 番 号</td> <td>第 号</td> </tr> </table>	受 理 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号		認 定 年 月 日	年 月 日	認 定 書 番 号	第 号																		
受 理 年 月 日	年 月 日																										
受 理 番 号																											
認 定 年 月 日	年 月 日																										
認 定 書 番 号	第 号																										
<p>認 定 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>秋田県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名 ㊟</p>																											
申 請 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">本 籍</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">住 所</td> <td>郵便番号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ふりがな)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">性 別</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">男・女</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td>勤務先その他の連絡先</td> <td>電話番号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	本 籍				住 所	郵便番号	-		電話番号	-	-	(ふりがな)				氏 名	性 別	男・女	写 真	生 年 月 日	年 月 日 生		勤務先その他の連絡先	電話番号	-	
本 籍																											
住 所	郵便番号	-																									
	電話番号	-	-																								
(ふりがな)																											
氏 名	性 別	男・女	写 真																								
生 年 月 日	年 月 日 生																										
勤務先その他の連絡先	電話番号	-																									
実 施	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">認 定 考 査 日</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">年 月 日</td> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">認定審査の結果</td> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">合 ・ 否</td> </tr> <tr> <td>受 験 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受 験 番 号</td> <td></td> </tr> </table>	認 定 考 査 日	年 月 日	認定審査の結果	合 ・ 否	受 験 場 所		受 験 番 号																			
認 定 考 査 日	年 月 日	認定審査の結果	合 ・ 否																								
受 験 場 所																											
受 験 番 号																											

- 備考 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 3 確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

様式第 8 号の15 (第 7 条の10関係)

指令秋公委第 号

駐車監視員資格者認定に関する通知書

住 所

氏 名 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第 1 項第 1 号口の規定による駐車監視員資格者認定の申請については、次の理由により認定しないこととしたので通知します。

理 由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第 8 号の16 (第 7 条の11関係)

受講番号	
------	--

駐車監視員資格者認定考査受験票

(ふりがな)
氏 名 (男・女)
生年月日 年 月 日生

項 目	日 時	検 印
受 付 時 間	時 分から 時 分まで	
認 定 考 査 日	年 月 日 時 分 開始	
場 所 (略 図)		

様式第 8 号の17 (第 7 条の12関係)

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
資 格 者 証 番 号	第 号

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏名 ㊟

申 請 者 証 明 書	本 籍			
	住 所	郵便番号	-	
		電話番号	- - (自宅・携帯)	
	(ふりがな)			
	氏 名		性 別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日 生		写 真
勤務先その他の連絡先	電話番号	- -		
番 号				
交 付 年 月 日	年 月 日			

添 付 書 類	修了証明書又は認定書 戸籍謄本又は戸籍抄本 登記事項証明書 診断書 誓約書 写真 2 枚 (うち一枚は、はり付ける。)
------------------	--

- 備考 1 印欄には、記載しないこと。
 2 写真は、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

様式第8号の18(第7条の12関係)

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 道路交通法第51条の13第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名



様式第 8 号の19 (第 7 条の13関係)

駐車監視員資格者証交付者名簿

氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生(男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号	-
修了証明書番号等	第 号	電話番号	-	- (自宅・携帯)
特記事項				
氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生(男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号	-
修了証明書番号等	第 号	電話番号	-	- (自宅・携帯)
特記事項				
氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生(男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号	-
修了証明書番号等	第 号	電話番号	-	- (自宅・携帯)
特記事項				
氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生(男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号	-
修了証明書番号等	第 号	電話番号	-	- (自宅・携帯)
特記事項				
氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生(男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号	-
修了証明書番号等	第 号	電話番号	-	- (自宅・携帯)
特記事項				

様式第 8 号の20 (第 7 条の14関係)

指令秋公委第 号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

住 所

氏 名

殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第 1 項の駐車監視員資格者証の交付の申請については、次の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第 8 号の21 (第 7 条の15関係)

	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">受 理 年 月 日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受 理 番 号</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">交 付 年 月 日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> </table>	受 理 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号		交 付 年 月 日	年 月 日
受 理 年 月 日	年 月 日						
受 理 番 号							
交 付 年 月 日	年 月 日						
<p>駐車監視員資格者証書換え交付申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>秋田県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名 ㊟</p>							
申 請 者	本 籍						
	住 所	郵便番号 -					
		電話番号 - - (自宅・携帯)					
	(ふりがな)		性 別	男・女			
	氏 名			写 真			
	生 年 月 日	年 月 日生					
勤務先その他の連絡先	電話番号 - -						
資 格 者 証	資 格 者 証 番 号						
	交 付 年 月 日	年 月 日					
書換え交付を申請する事由							

- 備考 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 3 書換え交付を申請する事由欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第 8 号の22 (第 7 条の16関係)

	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">受 理 年 月 日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受 理 番 号</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">交 付 年 月 日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> </table>	受 理 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号		交 付 年 月 日	年 月 日
受 理 年 月 日	年 月 日						
受 理 番 号							
交 付 年 月 日	年 月 日						
<p>駐車監視員資格者証再交付申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>秋田県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名 ㊟</p>							
申 請 者	本 籍						
	住 所	郵便番号 -					
		電話番号 - -	(自宅・携帯)				
	(ふりがな)		性 別	男・女			
	氏 名			写 真			
	生 年 月 日	年 月 日生					
勤務先その他の連絡先	電話番号 - -						
資 格 者 証	資 格 者 証 番 号						
	交 付 年 月 日	年 月 日					
再交付を申請する事由							

- 備考 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 3 再交付を申請する事由欄には、亡失又は滅失の事由を記載すること。
- 4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第 8 号の23 (第 7 条の17関係)

指令秋公委第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

住 所

氏 名 殿

道路交通法第51条の13第 2 項の規定により、駐車監視員資格者証 (第 号) の返納を命じます。

理 由

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内に、秋田県を被告として (訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第 9 号及び様式第 10 号を次のように改める。

様式第9号(第11条の2関係)

(表)

整理番号

安全運転管理者に関する届出書

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

安全運転管理者を選任(解任)したので、届け出ます。
届 出 事 項 を 変 更

住所
氏名

㊞

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号 - -)
(ファックス番号 -)

選 任 年 月 日	年 月 日	使 用 の 本 拠		名 称	
	(ふりがな)			位 置	
安全運転管理者の氏名	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)	運 転 の 管 理 経 験	業 種 別	1 官公署 2 公社、公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他
資 格	1 2年以上	2 公安委員会の 教習終了者で 1年以上	3 公安委員会 の認定		
要 件					

(裏)

職務上の地位	免許の種類	免許年月日	免許番号	交付年月日	交付公安委員会	安全運転管理者が運転免許を有している場合	安全運転管理者の勤務の態様	勤務期間	勤務所名	職名	使用の本拠における自動車の台数・運転者数													
											乗用		貨物		大型特殊		小型特殊		大型二輪		普通二輪		計	
安全運転管理者の有無		あり(名)		なし		勤務		日勤		隔日		その他()		自動車台数		免許種別		専従		予備		運転者数		
安全運転管理者の有無	免許の種類	免許年月日	免許番号	交付年月日	交付公安委員会	安全運転管理者が運転免許を有している場合	安全運転管理者の勤務の態様	自	至	勤務所名	職名	前安全運転管理者												
								自	至			乗用		貨物		大型特殊		小型特殊		大型二輪		普通二輪		計
								自	至			大	型	普	通	大	特	大	自	普	小	計		
								自	至			一	種	二	種	一	種	二	種	一	種		二	種
								自	至			専	従	予	備	運転者数		解任年月日		氏名		解任事由		計
自	至	解	任	氏名		解任事由		氏名		解任事由		解任事由		計										
自	至	1	死亡	氏名		解任事由		氏名		解任事由		解任事由			計									
自	至	2	退職	氏名		解任事由		氏名		解任事由		解任事由		計										
自	至	3	転任	氏名		解任事由		氏名		解任事由		解任事由			計									
自	至	4	解任命令	氏名		解任事由		氏名		解任事由		解任事由		計										
自	至	5	その他()	氏名		解任事由		氏名		解任事由		解任事由			計									
自	至			氏名		解任事由		氏名		解任事由		解任事由		計										

備考

様式第10号(第11条の2関係)

(表)

整理番号 (安管)		副安全運転管理者に関する届出書																
秋田県公安委員会 殿		年 月 日																
副安全運転管理者を選任(解任)したので、届け出ます。 届 出 事 項 を 変 更																		
選 任 年 月 日	年 月 日			使 用 の 本 拠														
副 安 全 運 転 管 理 者 の 氏 名	(ふりがな)																	
	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)		安全運転管 理者の氏名														
資 格 件	1 運転の管理 経験 1年以上	2 運転の経験 期間 3年以上	3 公安委員会 の認定	業 種 別														
				1 官公署	2 公社、公団等	3 農業	4 林業	5 漁業	6 鉱業	7 建設業	8 製造業	9 卸・小売業	10 不動産業	11 金融保険業	12 運輸業	13 電気・ガス業	14 通信業	15 サービス業
住所 氏名 ④ (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) (電話番号 - -) (ファックス番号 -)																		

部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第2条の規定により行う同法第3条の規定による改正後の道路交通法」とする。

様式第18号の2中「第15条の4」を「第15条の5」に改める。
 様式第19号1及び2中「修了証」を「終了証」に、「の規定による」を「に掲げる」に、「修了した」を「終了した」に改める。
 様式第20号中「規定する」を「掲げる」に改める。
 様式第21号中「取消処分者講習修了証」を「取消処分者講習終了証」に、「基づく」を「掲げる」に、「修了した」を「終了した」に改め、同様式の備考中「正面上三分身」を「正面、上三分身」に改める。

様式第22号中「取消処分者講習修了証再交付申請書」を「取消処分者講習終了証再交付申請書」に、「取消処分者講習修了証を」を「取消処分者講習終了証を」に改める。

様式第23号、様式第25号及び様式第26号中「規定する」を「掲げる」に改める。

様式第27号中「修了証」を「終了証」に、「の規定による講習を修了した」を「に掲げる指定自動車教習所職員講習を終了した」に改める。

様式第28号中「規定する」を「掲げる」に改める。

様式第29号中「規定する講習」を「掲げる初心運転者講習」に改める。

様式第29号の2及び様式第29号の3中「規定する」を「掲げる」に改める。

様式第30号中「特定任意講習希望日時及び場所指定申請書」を「特定任意講習希望日時等申請書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県道路交通法施行細則第2条第2項、第7条の2第4号、第7条の3から第7条の6まで、第7条の14第1項、様式第8号の2、様式第8号の5、様式第8号の8から様式第8号の10まで、様式第8号の11（裏）、様式第8号の14（裏）、様式第8号の15、様式第8号の18、様式第8号の20及び様式第8号の23の規定の適用については、同規則第2条第2項中「法第51条の8第2項」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第2条の規定により行う同法第3条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第51条の8第2項」と、「法第51条の13第1項」とあるのは「新法第51条の13第1項」と、同規則第7条の2第4号、第7条の3から第7条の6まで及び第7条の14第1項中「法」とあるのは「新法」と、同規則様式第8号の2、様式第8号の5、様式第8号の8から様式第8号の10まで、様式第8号の11（裏）、様式第8号の14（裏）、様式第8号の15、様式第8号の18、様式第8号の20及び様式第8号の23中「道路交通法」とあるのは「道路交通法の一

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄